



鳥取県公報

平成17年11月11日(金)
号外第184号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例 (95) (警察本部生活安全企画課)	2
規 則	鳥取県立童謡館管理規則の一部を改正する規則 (112) (文化芸術課)	3
	県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則 (113) (教育委員会事務局体育保健課)	9

—————公布された条例のあらまし—————

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (以下「法」という。)の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) ゲームセンター等に年少者を立ち入らせてはならないこととなる時等について定めた規定中、当該規制の根拠となる法の条項を改める。
- (2) 施行期日は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日とする。

—————公布された規則のあらまし—————

鳥取県立童謡館管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例 (以下「条例」という。)の一部が改正され、平成18年4月1日から、童謡館に指定管理者制度が導入される。
- (2) これまで鳥取県立童謡館管理規則 (以下「規則」という。)で規定されていた童謡館の開館時間、休館日等については、条例の一部改正により、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めることとなった。
- (3) 童謡館を利用する際の禁止行為について、条例で規定されている行為に加えて規則で規定する。

2 規則の概要

- (1) 童謡館においては、指定管理者の承認を得た場合を除き、次の行為をしてはならない。
 - ア 寄附の勧誘の行為又は署名活動を行うこと。
 - イ 物品の販売を行うこと。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成18年4月1日とする。

県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例及び鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）の一部が改正され、平成18年4月1日から、鳥取県立武道館及び鳥取県立生涯学習センター（以下「武道館等」という。）に指定管理者制度が導入される。
- (2) 武道館等の使用料は、条例の一部改正により利用料金制度へと改められ、その減免事由等は、これまでは県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則で規定されていたところであるが、今後は指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めることとなった。

2 規則の概要

- (1) 武道館等の使用料の減免に関する規定を削除する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成18年4月1日とする。

条 例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年11月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第95号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年鳥取県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(ゲームセンター等に年少者を立ち入らせてはならないこととなる時等) 第7条 法第22条第5号の条例で定める年齢は、16歳とし、同号の規定により当該年齢に満たない者について日没時を定める。	(ゲームセンター等に年少者を立ち入らせてはならないこととなる時等) 第7条 法第22条第4号の条例で定める年齢は、16歳とし、同号の規定により当該年齢に満たない者について日没時を定める。

附 則

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第119号）の施行の日から施行する。

規 則

鳥取県立童謡館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第112号

鳥取県立童謡館管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立童謡館管理規則（平成7年鳥取県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

改 正 後	改 正 前
	<p>(開館時間)</p> <p><u>第2条 童謡館の開館時間は、午前9時から午後5時（多目的ホールの利用にあっては、午後9時）までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</u></p> <p><u>2 知事は、前項ただし書の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を童謡館に掲示しなければならない。</u></p> <p>(休館日)</p> <p><u>第3条 童謡館の休館日は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 毎月の第3水曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。以下同じ。）に当たるときは、その直後の休日でない日）</u></p> <p><u>(2) 1月1日及び12月29日から同月31日までの日</u></p> <p><u>2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。</u></p> <p><u>3 前条第2項の規定は、前項の規定により臨時に休</u></p>

館し、又は休館日に開館する場合に準用する。

(利用の許可の申込み等)

第4条 童謡館に入館して童謡館の展示物を観覧しようとする者は、知事が別に定めるところにより利用の許可の申込みをしなければならない。

2 童謡館の多目的ホールを利用しようとする者は、利用しようとする日（当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日）の1年前から7日前までに、様式第1号による申込書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(入館券の交付等)

第5条 知事は、童謡館の利用の許可をしたときは、童謡館に入館して童謡館の展示物を観覧する者に対しては知事が別に定める入館券を交付し、多目的ホールを利用する者に対しては様式第2号により通知するものとする。

(利用許可の変更)

第6条 多目的ホールの利用の許可を受けた者（以下「ホール利用者」という。）は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、様式第3号による申込書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。

(利用の辞退の届出)

第7条 ホール利用者は、多目的ホールの利用を辞退しようとするときは、あらかじめ様式第4号による届出書を知事に提出しなければならない。

(施設設備のき損等の届出)

第2条 童謡館の施設設備又は展示物をき損し、又は汚損した者は、直ちにその旨を指定管理者（条例第3条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に届け出てその指示を受けなければならない。

(施設設備のき損等の届出)

第8条 条例第3条の規定による許可を受けた者は、童謡館の施設設備又は展示物をき損し、又は汚損したときは、直ちにその旨を知事に届け出てその指示を受けなければならない。

(利用の終了の届出)

第9条 ホール利用者は、ホールの利用を終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その点検を受けなければならない。

(利用料金の減免)

第10条 条例第9条の規定による利用料金の減免をすることができる場合は、次のとおりとする。

(1) 多目的ホールを専ら練習又は準備のために利用するとき。

(2) 多目的ホールを学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校、同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であつて知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童、生徒又は学生(以下「学生等」という。)が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。)単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために利用するとき。

(3) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障害を有する者(以下「障害者」という。)及びその介護者が利用するとき(多目的ホールを利用する場合にあつては、障害者の社会参加を促進すると認められるときに限る。)

(4) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者(以下「要介護者等」という。)及びその介護者が利用するとき(多目的ホールを利用する場合にあつては、要介護者等の社会参加を促進すると認められるときに限る。)

(5) 条例第7条に規定する童謡館の管理の委託を受けた者(以下「管理受託者」という。)が特に減免の必要があると認めるとき。

2 次の各号に掲げる事由により利用料金の減免を受けようとする者は、当該各号に定める書面を管理受託者に提示しなければならない。ただし、多目的ホールを利用する場合にあつては、この限りではない。

(1) 前項第3号に定める事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面

(行為の制限)

第3条 条例第8条第1項第5号に規定する行為は、次のとおりとする。ただし、童謡館の管理上支障のないものとして指定管理者が認める場合は、この限りでない。

- (1) 寄附の勧誘の行為又は署名活動を行うこと。
- (2) 物品の販売を行うこと。

(2) 前項第4号に定める事由 介護保険被保険者証

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、童謡館の管理
に関し必要な事項は、知事が別に定める。

様式第1号 (第4条関係)

鳥取県立童謡館多目的ホール利用申込書

年 月 日

職 氏名 様

郵便番号

住 所

申 込 者 氏 名

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

鳥取県立童謡館多目的ホールを利用したいので、次のとおり申し込みます。

利用目的				
利用期間	前			
	年 月 日 () 午 時 分から			
	後			
	前			
	年 月 日 () 午 時 分まで			
	後			
利用内容	区 分	準 備	開始	整理終了
	月 日	時分~時分	時 分	時 分
	()			
	月 日	~		
	()			
	月 日	~		
	()			
入場者等 予定人員				

設備利用の有無	有 () ・ 無
冷・暖房利用の有無	有 ・ 無
会場責任者	(住 所) (氏 名) (電話番号)
備 考	

様式第2号 (第5条関係)

第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

職 氏 名 印

鳥取県立童謡館多目的ホールの利用について (通知)

年 月 日付けで申込みのあったこのことについては、次のとおりとしたので通知します。

利用目的	
利用期間	前 年 月 日 () 午 時 分から 後 前 年 月 日 () 午 時 分まで 後
利用料金	円
利用の条件	

備考 利用料金には、設備利用料金及び冷・暖房利用料金は含まれません。

様式第3号 (第6条関係)

鳥取県立童謡館多目的ホール利用変更申込書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

申込者 氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

鳥取県立童謡館多目的ホールの利用を変更したいので、次のとおり申し込みます。

通知の年月日及び番号	年 月 日 第 号		
利用目的			
利用期間	前 年 月 日 () 午 時 分から 後 前 年 月 日 () 午 時 分まで 後		
変更内容	変更事項	変更前	変更後
変更理由			

添付書類 変更に係る利用の通知書

様式第4号 (第7条関係)

鳥取県立童謡館多目的ホール利用辞退届出書

年 月 日

職 氏名 様

郵便番号

住 所

届出者 氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

鳥取県立童謡館多目的ホールの利用を辞退するので、次のとおり届け出ます。

通知の年月日及び番号	年 月 日 第 号		
利用目的			
利用期間	前 年 月 日 () 午 時 分から 後 前 年 月 日 () 午 時 分まで 後		
辞退理由			

添付書類 辞退に係る利用の通知書

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第113号

県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則（昭和52年鳥取県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><u>県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則</u></p>	<p><u>県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則</u></p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県立学校（以下「<u>県立学校</u>」という。）の授業料（通信制の課程にあっては、受講料。以下同じ。）、入学料及び入学選抜手数料（以下「<u>授業料等</u>」という。）並びに鳥取県立博物館及び鳥取県立青少年社会教育施設（以下「<u>社会教育施設</u>」という。）の使用料の減免に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県立学校（以下「<u>県立学校</u>」という。）の授業料（通信制の課程にあっては、受講料。以下同じ。）、入学料及び入学選抜手数料（以下「<u>授業料等</u>」という。）並びに鳥取県立武道館、<u>鳥取県立博物館、鳥取県立青少年社会教育施設及び鳥取県立生涯学習センター</u>（以下「<u>県営社会体育施設等</u>」という。）の使用料の減免に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>(授業料等及び使用料の減免)</p> <p>第2条 <u>県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。</u></p>	<p>(授業料等及び使用料の減免)</p> <p>第2条 <u>県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。</u></p>

区分	授業料 等又は 使用料	減免事由	区分	授業料 等又は 使用料	減免事由
県立 学校	略		県立 学校	略	
	入学料 及び入 学選 抜 手 数 料	火災、風水害等の非常災害により 入学料及び入学選抜手数料の支弁が 困難であると認められるとき。		入学料 及び入 学選 抜 手 数 料	火災、風水害等の非常災害により 入学料及び入学選抜手数料の支弁が 困難であると認められるとき。
			鳥取 県立 武道 館	施設使 用 料 (冷房 若しく は暖房 をした とき、 又は照 明をし たとき に加算 すべき 部 分 (以下 「特別 使用料 と	1 中学校体育連盟又は高等学校体 育連盟が行う講習会等(入場料又 はこれに類するものを徴収しない ものに限る。)のために利用する とき。 2 身体障害者手帳の交付を受けた 者、療育手帳の交付を受けた者、 精神障害者保健福祉手帳の交付を 受けた者その他知事が定める基準 に該当する心身に障害を有する者 (以下「障害者」という。)及びそ の介護者が利用するとき(専用利 用する場合にあっては、障害者の 社会参加を促進すると認められ るときに限る。) 3 幼児、児童、生徒又は学生(以 下「学生等」という。)が専用利 用(利用しようとする日(当該利 用が2日以上にわたる場合は、そ の初日。以下「利用日」という。) の6日前から利用日までの間にお ける申込みに係るものに限る。) をするとき。 4 70歳以上の者が利用するとき (専用利用する場合にあっては、 70歳以上の者の社会参加を促進す ると認められるときに限る。) 5 介護保険法(平成9年法律第 123号)の規定による要介護認定 又は要支援認定を受けた者(以下 「要介護者等」という。)及びその 介護者が利用するとき(専用利 用する場合にあっては、要介護者等 の社会参加を促進すると認められ るときに限る。)

			<p>6 その他武道の振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。</p> <p>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校、同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であつて知事が別に定める基準に該当するもの（以下「学校等」という。）が、学生等が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）のために利用するとき。</p>
通常展示の入館料及び特別展示の入館料	<p>1 <u>幼児、児童、生徒又は学生（以下「学生等」という。）の引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。</u></p> <p>2 <u>身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障害を有する者（以下「障害者」という。）及びその介護者が観覧するとき。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 <u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者（以下「要介護者等」という。）及びその介護者が観覧するとき。</u></p> <p>5 略</p>	通常展示の入館料及び特別展示の入館料	<p>1 <u>学生等の引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。</u></p> <p>2 <u>障害者及びその介護者が観覧するとき。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 <u>要介護者等及びその介護者が観覧するとき。</u></p> <p>5 略</p>
略		略	
展示室等使用料（冷房若し	略		略

<p>鳥取 県立 博物 館</p>	<p>くは暖 房をし たとき、 又は照 明をし たとき に加算 すべき 部分を 除く。)</p>		<p>鳥取 県立 博物 館</p>	<p>展示室 等使用 料 (特 別使用 料を除 く。)</p>	
	<p>展示室 等使用 料</p>	<p>学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条に規定する学校、同法第82条 の2に規定する専修学校、同法第45 条の2第1項の規定により指定され た技能教育のための施設若しくは児 童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第39条第1項に規定する保育所又は 教育に関する活動を行う団体であっ て知事が別に定める基準に該当する もの (以下「学校等」という。) が、 学生等が行う公演、学生等の作品の 展示等の文化芸術に関する行事 (学 年 (これに相当するものとして知事 が別に定めるものを含む。)) 単位以 上の規模で行うこと、実費を超える 額の入場料又はこれに類するものを 徴収しないことその他の知事が別に 定める要件に該当するものに限る。 のために利用するとき。</p>		<p>展示室 等使用 料</p>	<p>学校等が、学生等が行う公演、学 生等の作品の展示等の文化芸術に関 する行事 (学年 (これに相当するも のとして知事が別に定めるものを含 む。)) 単位以上の規模で行うこと、 実費を超える額の入場料又はこれに 類するものを徴収しないことその他 の知事が別に定める要件に該当する ものに限る。以下「文化芸術行事」 という。) のために利用するとき。</p>
<p>略</p>			<p>略</p>		
			<p>鳥取 県立 生涯 学習 セン ター</p>	<p>施設使 用 料 (特 別 使用料 を除く。)</p>	<p>1 社会教育団体その他の団体が社 会教育活動として行う講習会、講 演会、展示会その他の集会等 (実 費を超える額の入場料又はこれに 類するものを徴収しないものに限 る。) のために利用するとき。 2 障害者の社会参加を促進すると 認められるとき。 3 要介護者等の社会参加を促進す ると認められるとき。 4 その他生涯学習の振興を図るた め知事が特に必要があると認めた とき。</p>

施設使 用料及 び設備 使用料	学校等が、文化芸術行事のために 利用するとき。
--------------------------	----------------------------

(減免の申請手続等)

第3条 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免の申請手続その他必要な事項は、別に定める。

(減免の申請手続等)

第3条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免の申請手続その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

